令和８年度　榛東村防災行政無線更新　基本設計業務委託

仕様書

令和８年１１月１３日

群馬県　榛東村

第１章　総則

榛東村（以下「委託者」と言う）は、豪雨、地震、火山噴火、山林火災等といった大規模災害に備え、迅速かつ正確な情報の伝達と的確な避難誘導を図ることを目的として、同報系防災行政無線を平成２２年度から平成２３年度の２か年にわたり、アナログからデジタルへと整備している。しかし、既存の無線放送施設は、整備後１５年を経過しており主要部品の生産が終了したことから、無線放送施設が故障した場合には修繕が困難になり、安定した運用に支障を来す状態となっている。

本業務では、同システムの導入にあたり、最適な情報伝達方法やシステム構成、整備コスト、周辺システム・機器との連携等について検討し、本村の地域特性や情報通信基盤の整備状況を踏まえつつ、将来の社会情勢の変化にも対応し得る経済的かつ合理的な施設整備を目指し、令和８年に基本設計、令和９年に実施設計を計画している。

1. 目的

委託者は、災害発生時に住民の生命・財産を守るために、住民へ迅速、正確、確実に災害情報及び行政情報等を伝達するために老朽化した既設の防災行政無線設備を更新することを目的とする。

2. 業務名

令和８年度　榛東村防災行政無線更新基本設計業務委託

3. 履行場所

榛東村全域

4. 委託期間

契約締結日　　から　令和　９年３月２４日（水）までとする。

5. 整備概要　　プロポーザル実施要領による

デジタル同報系設備（既存の施設）

(1)　デジタル同報系親局設備 …… 1局
(2)　遠隔制御装置設備 …… 2局(必要に応じ検討)
(3)　屋外子局設備 …… 38局(必要に応じ検討)
(4)　戸別受信機設備 …… 未定(必要に応じ検討)

6. 関連法規等

本業務の実施に当たっては、本仕様書に定めるほか、群馬県設計業務委託仕様書　第 1 編 共通編に準ずる。また、次の関連法規に従って行うものとする。

(1)　電波法並びに同法関係規則及び告示
(2)　有線電気通信法及び同法関係規則
(3)　電気通信事業法及び同法関係規則
(4)　電気設備技術基準
(5)　道路交通法･道路法並びに同法関連規則及び告示
(6)　社団法人電波産業会 標準規格 ARIB STD - T86 又は STD-T115
(7)　建設業法及び同法関係規則

(8)　建築基準法、同法施行令並びに同法関連規則及び告示
(9)　労働安全衛生法及び同法関係規則
(10) 日本工業規格(ＪＩＳ)
(11) 榛東村地域防災計画
(12) 榛東村諸規則
(13) その他関連法規等

7. 参加禁止要件　プロポーザル実施要領による
8. 参加要件　　プロポーザル実施要領による
9. 配置技術者資格要件　プロポーザル実施要領による
10. 提出書類等

受託者は、業務着手時に以下の書類を業務担当課に提出し、委託者の承認を得るものとする。

(1) 基本設計工程表
(2) 管理技術者届
(3) 照査技術者届
(4) 業務計画書

１．受注者は、契約締結後、14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

２．業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

（１）業務概要　（２）実施方針
（３）業務工程　（４）業務組織計画
（５）打合せ計画　（６）成果物の品質を確保するための計画
（７）成果物の内容、部数　（８）使用する主な図書及び基準
（９）連絡体制(緊急時含む)　(10) 使用する主な機器

11. 諸手続

本業務に必要な諸手続は受託者が行うものとする。

12. 再委託

基本設計業務の主たる部分を再委託することはできない。主たる業務とは以下のものとする。

(1) 総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断等

13. 損害賠償

本業務の遂行に当たり、第三者の施設などに損傷を与えた場合には、直ちに委託者に報告するとともに、受託者の責任において速やかに処理を行うものとする。

14. 成果品の権利

本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、委託者に属するものとする。

15. 守秘義務

受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報について、委託者に承諾なく第三者に漏らしてはな

らない。

16. 仕様書の疑義等

本仕様書は、主要事項のみ示しており明示していない事項で当然実施しなければならないものについては、受託者の責任で実施するものとする。

第２章　基本設計業務内容

1. 基本設計業務

委託者に現状に即した最適な同報系デジタル防災行政無線設備の基本構想を提案する。

(1) 資料収集（現行システムの課題整理）

(2) システム検討

補助金を使用するため、60MHZ、260MHZ、280MHZ、ハイブリッド型同報無線システムなどの１０～１５年の維持管理費を含めた比較検討資料を作成する。

(3) 実施設計の仕様書作成

(4) 概算工事費の算出

(5) 整備予定の防災行政無線システム概要図の作成

同報系、移動系、簡易無線、戸別受信機、住民への情報発信、防災ラジオ
HP、テレホンサービス、データ放送、あんしんメール、LINE、
消防団、避難所との通信

2. 各種電波周波数帯設備比較検討　　（プロポーザル提案書の修正）

現状の各種電波周波数帯の設備を比較検討し、最適な設備の基本構想を提案し、委託者と協議の上決定すること。

下記の同報系デジタル防災行政無線設備の比較検討を行うこと。

(1)同報系デジタルシステム 60MHz 帯

(2)同報系デジタルシステム 260MHz 帯(移動系兼用型)

(3)同報系ページャーシステム 280MHz 帯(ポケットベル周波数帯利用型)

(4)同報系 IP 無線システム

3. 他の防災情報伝達システムとの接続、連携検討

消防団、避難所等との通信手段の検討。

移動系デジタル防災行政無線設備、ＩＰ無線、簡易無線システムなどの整理を行うこと。

4. 費用比較

(1) イニシャルコスト比較

(2) ランニングコスト比較

5. 成果品

以下の資料を製本２部、ＣＤ又はＤＶＤ ２部にて納入すること。

(1) 現状把握資料

(2) 各種の電波周波数帯設備の比較検討資料

(3) 実施設計の積算書及び仕様書

(4) 令和９年度実施設計業務の予算見積書　　（早期に作成）

(5) 基本構想確定報告書

整備予定の防災行政無線システム概要図（イメージ図）の添付